⑹　施工実績
①　平成10年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の場合は、代表者と構成員それぞれが次に示す同種工事の施工実績を有すること。
②　同種工事とは、「密閉型シールドトンネル工事」とし、施工延長700m以上の施工実績を有するものとする。
③　共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
④　上記①から③の実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成10年度以降に上記⑹に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
なお、共同企業体の配置すべき技術者は、構成員の代表者が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。
また、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
④　平成25年８月15日より建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。
⑻　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。
⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
③　ヒアリング内容
⑵　総合評価の方法
①　標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点（技術提案）の最高点を40点、加算点（ヒアリング内容）の最高点を10点とする。
②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
③　加算点の算出方法は、上記⑴の評価項目（技術提案、ヒアリング内容）について評価した結果、得られた評価点数の合計値の最も高い者に50点、その他の者は評価点数の合計値に応じて按分して求められる点数を加算点として与える。
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}　／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札条件ア及びイを満たしかつ適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記①において、評価値の最も高い者が二者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条の調査を行うものとする。
④　同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定にあたり、１件目の入札で落札者となった場合、２件目以降は入札辞退を行うものとする。なお、落札者の決定にあたっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。
⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合で再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）
①　工事成績評定点の減点措置
②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局総務部会計課契約係　山崎　繁之　電話076―263―2161　内線3147
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムにより交付する。
①　交付期間　平成25年５月16日から平成25年６月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。なお、下記②の場所での交付は、平成25年８月５日の午前12時まで受付ける。
②　交付場所　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局整備部設計課技術審査第１係　北井　武司　電話076―263―2161　内線3523
③　その他　ＣＤ－Ｒ等による交付方法を希望する場合は、あらかじめその旨を上記②の場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒ等を持参すること。返信用封筒及びＣＤ－Ｒ等を用意した場合においては郵送等（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成25年５月17日から平成25年６月17日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　提出場所　上記⑵の②に同じ。
③　その他　電子入札方式（一部は郵送等（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る。）又は持参可）により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は、上記⑵の②の場所へ持参すること。
⑷　入札書の受領期限、場所及び提出方法　電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
①　電子入札方式による入札の場合は、平成25年８月５日午後５時までに送信する。